

令和5年度第9回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年12月5日（火）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第59号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第60号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第61号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第62号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第63号 非農地通知交付申請について

議案第64号 農用地利用集積計画について

議案第65号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第66号 非農地通知について

(2) 報告

報告第36号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第37号 現況証明願について

報告第38号 農地の転用のための届出の受理について

報告第39号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第40号 農地転用許可後の事業計画変更（4条）の承認について

報告第41号 農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉

13番 加藤 健一、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春

36番 鈴木 安光、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員) 14 番 内藤 成一郎

5 出席事務局職員等

(1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主事

(2) 農務課 主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、14 番の内藤 成一郎委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは 9 番の神谷 六雄委員と 10 番 酒井 美明委員をお願いいたします。

それでは議事にしがいまして、議案第 59 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 10 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。なお、申請番号 40 番においては、太田 政俊委員が申請者となってみえます。そちらについては後程審議いたしますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見を申し上げます。

石川 委員：申請番号 35 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 23 日。本案件は、岡崎阿知和スマートインターチェンジ整備事業による農地の売却により、耕作地が減少したため、申請地を譲り受けて、経営規模を拡大したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 36 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 25 日。本案件は、譲渡人より 30 年前ほど前から作業委託を受けて耕作を行ってきたが、今後は申請地を譲り受けて責任をもって耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 37 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 28 日。本案件は、自宅近くで耕作に都合が良いため、譲り受けて農業経営の充実を図りたいというものです。また、申

請番号 39 番の土地と交換するものになります。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 38 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 30 日。本案件は、自宅近くで耕作に都合が良いため、譲り受けて農業経営の充実を図りたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 39 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 28 日。本案件は、自宅近くで耕作に都合が良いため、譲り受けて農業経営の充実を図りたいというものです。また、申請番号 37 番の土地と交換するものになります。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田（立）委員：申請番号 41 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 24 日に面談を行いました。本案件は、譲渡人より高齢となり管理できないため譲り渡したいとの申し出があり、譲受人が譲り受けて農業経営を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田（政）委員：申請番号 42 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 1 日。本案件は、譲渡人の居住地が遠方であり管理することが難しいために、申請地の隣接地に住む譲受人が 4 年前より土地所有者に依頼され耕作を手伝っているが、今後は取得してより一層農業に励みたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号 43 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 26 日に面談を行いました。本案件は、子どもの頃に実家の畑を手伝う中で農業の楽しさに触れてきたため、空き家と一緒に申請地を購入し、本格的に農業を始めたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田（昌）委員：申請番号 44 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 27 日。本案件は、耕作機械が無く農業後継者もいないため、申請地を譲受人に贈与し耕作を継続してもらいたく、譲受人も申請地を取得して農業経営を拡大したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功）委員：申請番号 36、41、42、43 番についてお聞きします。下限面積の撤廃によ

り取得できたものと考えますが、この場合は新規就農にあたるのでしょうか。

事務局：取得面積に関係なく新規就農にあたります。

酒井（功）委員：取得してから農地転用はできるのでしょうか。

事務局：3条によって取得した農地は、原則3年間は農地転用することができません。ただし、3年経てば転用して良いというわけではなく、何らかの事情で耕作ができなくなった場合に限り転用が認められます。

酒井（功）委員：3年という期間に法的な基準はありますか。

事務局：法的な基準はありません。

酒井（功）委員：営農計画書には何年という記載はあるのでしょうか。

事務局：営農計画書には、3年間は耕作を行う旨を誓約してもらいます。

会長：ありがとうございました。その他、御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に申請番号40番の報告及び審議とするため、太田委員には一度退出していただきます。

（太田委員退出）

会長：それでは、申請番号40番について、調査担当委員の意見をお願いします。

太田（立）委員：申請番号40番 調査年月日は令和5年11月29日。本案件は、譲渡人が遠方に住んでおり耕作が困難なため譲りたいとのことであり、譲受人が譲り受けて農業経営を拡大したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、太田委員には入室していただきます。次に、議案第 60 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 9 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(若)委員：申請番号 66 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 30 日。本案件は、現在借りている資材置場の一部を返還することとなり、資材置場が不足するため、申請地を資材置場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(智)委員：申請番号 67 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 26 日。本案件は、隣接地の農地の嵩上げ工事に伴い、申請地も同じ高さまで嵩上げすることで耕作しやすくしたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号 68 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 24 日。本案件は、工場の増設工事を請け負ったが、現在の敷地を資材置場、工事用車両の駐車場として利用するのに伴い、工場の従業員用駐車場が不足するため、申請地を従業員及び工事作業員用駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

酒井(美)委員：申請番号 69 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 30 日。本案件は、幼稚園を運営しているが、申請地を職員用の駐車場として利用してきたため是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健)委員：申請番号 70 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 28 日。本案件は、現在会社員として働いているが、長年実家の和菓子屋で家業の手伝いをしており、自分の店を持つ準備ができたため、申請地に和菓子屋を建築したいというものです。調査の結果、地

域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 71 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅に妻と 2 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 72 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅に夫と 2 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（享）委員：申請番号 73 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 29 日。本案件は、現在土木工事業を営んでいるが、業務数の増加により資材置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 74 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 29 日。本案件は、現在自動車整備業を営んでいるが、新規事業として美容関連事業を始めるため、申請地に美容院を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

柴田（若）委員：申請番号 70 番について、譲渡人と譲受人は親子関係なのでしょうか。

事務局：譲渡人と譲受人に親子関係はなく他人です。

柴田（若）委員：親子関係でなくても農地転用は可能なのでしょうか。

事務局：農地か否かに限らず、市街化調整区域に建物を建てること自体が難しいのですが、都市計画法で定められている施設に該当すれば建築が可能となります。今回の和菓子屋も都市計画法で定められている地域住民のための施設に該当し、都市計画法と農地法双方の基準を満たしているため、転用が可能となります。

小野 委員：申請番号 67 番について、隣接地の農地の嵩上げに伴ってとありますが、再度内容を詳しく教えてください。

事務局：今回の申請地と現在嵩上げ工事中の土地の境界が法面になっており、転落の危険性もあるため、その法面を埋めて平らにするという申請です。

酒井（功）委員：申請番号 69 番について、是正のための申請ですが、問題が起きないように適切な事務をお願いします。

事務局：承知いたしました。

会長：ありがとうございました。その他、御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号 67 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち許可するものとします。次に議案第 61 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

高木 委員：申請番号 8 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 1 日。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に、議案第 62 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

畔柳（則）委員：申請番号 8 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 23 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に、議案第 63 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（非農地通知交付申請について、議案書に沿って 4 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

市川 委員：申請番号 5, 6, 7 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 30 日。3 件とも現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田（立）委員：申請番号 8 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 29 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものいたします。次に、議案第 64 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものいたします。次に、議案第 65 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用集積等促進計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものいたします。次に、議案第 66 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(非農地通知について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、通知するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局:(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	3件
現況証明願について	1件
農地の転用のための届出の受理について	9件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	26件
農地転用許可後の事業計画変更(4条)の承認について	1件
農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について	2件

会長:本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前10時45分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員(9番)

岡崎市農業委員会委員(10番)